

平成30年度
第2回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

平成30年5月11日開会

高松市農業委員会

平成30年度第2回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 平成30年5月11日（金）午後2時30分開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 22人

- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者第2）
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 14番 佃 光廣
- 15番 富本 正樹
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者第1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 2人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 16番 妹尾 嘉起

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 副主 幹 豊島 俊治
- 主 査 稲積 直子
- 主任技師 河合 良治
- 主任主事 藤澤 英宣

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計
画変更申請について
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第9号 非農地証明願について
- 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認につい
て
- 議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定に
ついて
- 議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(高砂会長職務代理者) ただ今から平成30年度第2回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は24人中21人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、三笠委員・妹尾委員です。

また、神内委員からは、遅れて出席する旨の連絡がありました。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は22番橋田委員、24番古川委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主査 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、貸貸人が自ら耕作するため農地法による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、第三者が転用するため農地法による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権7番のとおりです。

3番は、賃借人が労力不足のため農地法による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

4番は、貸貸人が小作人へ譲渡するため残存小作による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。譲渡の内容については、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権5番のとおりです。

5番は、貸貸人が転用する予定のため残存小作による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

6番も、貸貸人が転用する予定のため農業経営基盤強化促進法による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

7番・8番は、賃借人が耕作不便のため香川県農地機構を介した農業経営基盤強化促進法による貸貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権1番に関連しています。

2番は、貸人が近日中に転用予定のため返還を受けたものです。

3番は、貸人の祖父が転用予定のため返還を受けたものです。

4番は、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権8番のとおりです。

5番も、第三者が転用するため返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権12番、13番のとおりです。

6番は、貸人の都合により返還を受けたものです。

7番は、貸人が第三者に転用及び耕作目的で譲渡する予定のため返還を受けたものです。

8番は、貸人が近日中に転用予定のため返還を受けたものです。

9番は、貸人が自ら耕作するため返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について8件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について9件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の私から報告をします。

今回の特別現地調査委員は、橋田委員、古川委員と、私の3名で、現地調査を実施しました。

内容につきましては、現地調査委員を代表して橋田委員から報告をお願いします。

橋田委員 現地調査委員の橋田です。

まず、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申し上げます。別紙の4条特別議案書をお開きください。

1番の申請地は、高松市立太田小学校西700メートルに在り、精神病の研究、治療予防に関する医療事業を営む転用者が、既存病院の老朽化に伴い、新病院用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、申請地は既存病院の東隣で、新病院完成後の機能移行、連携が容易であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が1,899.63平方メートル有ります。

なお、申請地は平成2年及び23年に、農地法第3条で規定する医療、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人が、許可要件の例外規定である患者の作業療法の一環としての農作業従事により取得していたものですが、患者の高齢化や怪我の予防から、現地作業を縮小するものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、香川大学工学部南西850メートルに在り、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に近く、交通の利便性が良く、都市計画用途地域にも250メートルと近接し、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案2件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書3ページをお開きください。

1番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和57年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、露天貸駐車場・道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25年3月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

3番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、2階建3棟の貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が357.29平方メートルあります。

5番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成28年12月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は都市計画道路成合・六条線及び主要地方道中徳・三谷・高松線に近く、交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、非農家の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和52年10月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が199.49平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

10番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成13年8月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が464.10平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

11番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4ページをお開きください。

12番は、非農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、家財道具を収納する物置を設置する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和63年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が219.02平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

13番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.6平方メートルを300枚、5基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅から遠く通作不便な土地で、高齢のため耕作ができない状態であるため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、四国電力への系統連系に係る契約も平成30年1月23日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅に隣接しているため利便性が高く、現在、自家用車の駐車スペースが無いため駐

車場を確保するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅を建築する際宅地を拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年10月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が440.52平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

16番も、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年9月に造成済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が829.51平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

17番も、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅を建築する際宅地を拡張したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和59年ごろに造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が372.65平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

18番は、所有農地及び住宅への進入を便利にするため、道路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有農地横で、かつ申請地に隣接して近々分家住宅を予定しており、市道が狭く車両の通行が困難であるため道路拡幅するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借7番に関連しています。

19番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、5戸以上の家屋の敷地が概ね50メートル以内の距離で連たん

集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が630.13平方メートル有ります。

なお、平成2年に造成・建築済ですが農業経営施設の敷地の用に供するものであり、無断転用扱いはいたしません。

20番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅、物置、車庫を建築する際宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和61年ごろに建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する道路・水路を含め併用宅地等が506平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

21番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和47年10月に建築済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

22番は、2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番は、共同住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、敷地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が407.69平方メートル有ります。

24番は、発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.6平方メートルを280枚、4基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅から約30メートルと近く設備の維持管理も容易であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、四国電力への系統連系に係る契約も平成30年1月23日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について22件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、平成26年9月24日付けで2階建6棟の分譲住宅用地として許可を受けていましたが、3棟が未完了のため工事完了日を平成32年8月31日まで延長するため事業計画変更申請するものです。

2番も、平成26年6月11日付けで2階建20棟の分譲住宅用地として許可を受けていましたが、4棟が未完了のため工事完了日を平成32年6月9日まで延長するため事業計画変更申請するものです。

3番も、平成27年3月30日付けで2階建9棟の分譲住宅用地として許可を受けていましたが、5棟が未完了のため工事完了日を平成33年3月15日まで延長するため事業計画変更申請するものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申し上げます。

議案書6ページをお開きください。

1番は、平成2年1月26日付けで2階建1棟の自己住宅として転用許可を受けていましたが、仕事等の都合から事業遂行ができず、農地復元も困難な状態で現在に至っており、この度、近隣の承継者から申請地に住宅建築の要望があり、住宅2階建1棟を建築しようとして、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権18番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

(神内委員 入室、着席)

4条特別議案同様、概要については、私から説明します。

今回の農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権の2番は、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、4条特別議案に引き続き橋田委員及び古川委員から報告をお願いします。

橋田委員 現地調査委員の橋田です。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について説明申し上げます。

別紙の5条特別議案書をお開きください。

1番の申請地は、高松市立龍雲中学校東900メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・国分寺線に近接し交通の利便性が良く、都市計画用途地域にも200メートルと近く、周辺は閑静な住宅街で生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立牟礼中学校東400メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、JR及び琴電の駅や国道11号線に近く交通の利便性が良く、周辺は閑静な住宅街で生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

進入路の一部として利用する併用公衆用道路が34平方メートルあります。使用貸借に係る農地返還通知4番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

私の説明はここまでとし、3番からは、古川委員が説明します。

古川委員 現地調査委員の古川です。

3番からは私が説明します。

3番の申請地は、高松市立牟礼南小学校北西200メートルに在り、8区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、JR及び琴電の駅や国道11号線に近接し交通の利便性が良く、周辺は閑静な住宅街で生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

4番の申請地は、高松市立牟礼北小学校南東700メートルに在り、8区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、琴電の駅及び国道11号線に近く交通の利便性が良く、周辺は閑静な住宅街で生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、地権者が平成5年ごろに申請地の一部を造成していますが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

5番の申請地は、高松市立円座小学校南600メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松・琴平線及び国道32号線に近く交通の利便性が良く、400メートルほど北側一体は都市計画用途地域で、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

6番の申請地は、高松市立国分寺南部小学校北西250メートルに在り、10区画の宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、主要地方道国分寺・中通線に近く交通の利便性が良く、周辺は教育・商業施設が整い生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開きください。使用貸借について説明します。

1番の申請地は、高松市立山田中学校南東1.2キロメートルに在り、転用者の代表者が所有する農地を営農型太陽光発電設備用地として平成30年7月1日から33年6月30日までの3年間一時転用申請するものです。

立地基準については、平成4年3月に土地改良法による換地処分がされた第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、所有者が所有する農地は第1種農地のみで、不許可の例外、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもの」に該当し、かつ、下部農地は土地所有者がミョウガを栽培するもので、営農の適切な継続性、施設構造等から、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、継続できない場合の施設撤去費用を算入する資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第3条の規定による許可申請使用貸借6番に関連しています。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権6件、使用貸借1件であります。許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、

許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主任主事 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書7ページをお開きください。

1番は、発電出力29.7キロワット、パネル1枚の面積約1.62平方メートルを91枚、1基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との電力受給契約も平成30年1月19日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、不動産業を営んでいる法人で3階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、2番の法人が、先ほどの隣接地に露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、共同住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、共同住宅の敷地拡張部分であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成19年3月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が997.77平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し教育施設にも近く、周辺は宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道塩江・屋島西線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第18条第6項の規定による通知2番に関連しています。

8ページをお開きください。

11番の転用者は、建設業を営んでいる法人で事業量の増加に伴い、既存駐車場・作業場が手狭となったため露天駐車場・作業場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、事業所に近接し管理し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が338.44平方メートル有ります。

12番は、両親と生活することになり、自家用車置場が無く、駐車スペースを確保するため宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が159.34平方メートル有ります。使用貸借に係る農地返還通知5番に関連しています。

13番も、敷地全体に建物を建築していて洗濯干場等の場所が無いことから、宅地拡張

用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、宅地の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が212.70平方メートルあります。使用貸借に係る農地還通知5番に関連しています。

14番の転用者は、映像通信機器の開発製造業を営んでいる法人で、南側県道の整備により交通量が増え営業車等の入出に支障をきたしており、既存の駐車スペースを確保しつつ北側道路へ退出できるようにするために露天駐車場拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が3,858.81平方メートルあります。

15番は、個人で2階建1棟の共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域のインテリジェントパークから約200メートルと近く、周辺は公共施設の整った住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

9ページを御覧ください。

18番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請1番に関連しています。

19番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、親族の農地を譲受け住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

22番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

23番も、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が446.08平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借15番に関連しています。

なお、敷地の総面積が500平方メートルを超えますが、所有農地は他に無く、超過部分は農業上利用しがたい狭小残地となるため問題ないと考えます。

24番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、用途地域に近接し、周辺は分譲住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

10ページをお開きください。

26番も、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林が29.54平方メートル有ります。

27番は、宗教法人が法要儀式の際、駐車場が不足しているため露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は市道を挟んでお寺と対面して利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

28番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く高齢の両親の面倒を見ることができることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

11ページをお開きください。

1番の転用者は、時計店を経営している法人で店舗の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年10月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が886.76平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番も、1番の法人が、先ほどの転用地の隣接地に貴金属等に特化した専門家を建築するため店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、薬局経営をしている法人で関連する診療所の敷地内に新店舗を建築するに当たり、従業員用の駐車場が診療所敷地内で確保できないことから、県道を挟んで対面する申請地に露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者は、土木建築業を営む法人で、受注した市の公共工事の施工期間中の仮設事務所用地として、平成30年6月1日から33年5月31日までの間一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、工事完了後の農地復元が確実と認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、義父所有の農地を借り受けて発電出力49.5キロワット、パネル1枚の面積約1.64平方メートルを352枚、11基の太陽光発電設備用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自宅の近隣であり管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との電力受給契約も平成29年11月17日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

12ページをお開きください。

1番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成25年3月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

2番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用

理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

3番も、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番も、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、農業の手伝いがし易く両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番も、父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し、農業の手伝いがし易く両親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項の規定による許可申請18番に関連しています。

8番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、妻の実家に近く両親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であ

ると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、母所有の農地を借り受けて共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅等により宅地化の進んだ住環境の良い地域であり、入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13ページをお開きください。

10番は、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、住宅で、集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

11番も、義父の所有する農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の便が良く、実家にも近く農業の手伝いがし易く両親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

12番も、母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し交通の便がよく、実家にも近く農業の手伝いがし易く両親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

13番は、父所有の農地を借り受けて、共同施行により住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に隣接し両親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和52年ごろに一部建築済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切である

と考えます。併用宅地が477.55平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番は、祖母所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家に近く、農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、宅地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が446.08平方メートル有ります。農地法第5条第1項の規定による許可申請所有権23番に関連しています。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権22件、賃借権5件、使用貸借15件、計42件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第8号のうち、所有権の6番については赤松委員に関する案件であり、農業委員会等に関する法律に規定する議事参与の制限に該当しますので、赤松委員に退室をお願いいたします。また、皆様には、他の案件に先立ち本件の御審議をお願いいたします。

それでは事務局による赤松委員の退室誘導をお願いします。

(赤松委員 退室)

議事に戻りまして、所有権の6番について事務局の説明を求めます。

稲積主査 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権の6番について御説明申しあげます。

議案書14ページをお開きください。

6番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻・野菜を栽培するものです。

審査基準の全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

以上、農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権6番について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権の6番については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権の6番については許可することに決定いたしました。

それでは、事務局による赤松委員の入室誘導をお願いします。

(赤松委員入室 着席)

議 長 引き続きまして、その他の案件について、事務局の説明を求めます。

稲積主査 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

1番は、土地整形のため隣接農地を譲り受けるもので、取得後は自作地と一体利用して水稻を作付けするものです。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

2番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

3番は、譲渡人の共有持分を全て同一世帯内の後継者へ贈与するもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。

4番は、小作人の希望により、農業経営基盤強化促進法による小作地を譲り渡すもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。

5番も、小作人の希望により、残存小作地を譲り渡すもので、取得後は引き続き野菜を栽培するものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1番が同時に提出されており、要件は満たします。農地法第18条第6項の規定による通知4番に関連しています。

7番は、譲渡人が労力不足であることから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

15ページをお開きください。

8番は、経営規模の拡大を希望する譲渡人の弟へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

下限面積については、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借3番が同時に提出されており、要件は満たします。

9番は、後継者である子へ部分贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

10番は、経営を縮小する譲渡人が、規模拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

11番は、譲渡人が農業を廃止することから、小作地を小作人へ譲り渡すもので、取得後は引き続き水稻を作付けするものです。

12番と13番は、譲渡人が労力不足のため新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は耕作を行う旨の確約書が添付され、サツマイモ等の野菜、カキ・ミカン等の果樹を栽培するものです。

14番は、譲渡人が農業を廃止することから、新規営農を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。

譲受人の現住所は市外ですが、6月末に申請地に隣接する宅地へ転居する予定で、通作距離は問題ありません。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申し上げます。

16ページをお開きください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けて、野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権5番に関連しています。

2番は、経営移譲年金受給のため後継者へ10年間の使用貸借による権利の再設定を行うもので、引き続き水稻を作付けするものです。

3番は、経営規模の拡大を希望する借人が3年間借り受けて、水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権8番に関連しています。

4番は、新規営農を希望する借人が20年間借り受けて、荒廃農地等利活用促進事業を活用し耕作放棄地を再生し、キウイフルーツを栽培するものです。

5番は、経営移譲年金受給のため後継者へ20年間の使用貸借による権利の再設定を行うもので、引き続き果樹を栽培するものです。

17ページをお開きください。

6番は、営農型太陽光発電事業を行う法人が空中部分に太陽パネルを設置し利用するため空中部分を所有者から3年間借り受けるものです。農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借16番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転13件、使用貸借6件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許

可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合主任技師 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書19ページをお開きください。

1番は、昭和48年ごろから、3番は平成10年ごろから、4番、5番は平成9年ごろから、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

2番は、昭和53年ごろから道路として利用しているもので、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について5件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号 非農地証明願については証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号は証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稻積主査 議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申しあげます。

議案書19ページをお開きください。

1番について、現地調査した結果、全筆農地として適正に耕作されていることを確認しました。また、相続人は共有持分2分の1ずつで相続予定ですが、両名とも適格要件を満たしています。

以上、議案第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよう
でありますので、議案第10号について証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号は証明することに決定いたし
ました。

次に、議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認についてを
議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主査 議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
御説明いたします。

議案書20ページから26ページまでを御覧ください。

平成30年1月9日付けで高松税務署長から相続税の納税猶予の適用を受けている特例農
地等の利用状況について調査依頼がありました。

この調査は、申告期限の翌日から20年間農業を継続する条件で納税猶予を受けている農
地について、20年後である現在の利用状況を確認報告するものです。

全ての農地について事務局職員及び問題があると判断された場合は各地区委員が現地
確認をしたところ、右から4列目の利用状況欄及び備考欄に記載のとおり、一部の農地に
ついて、山林化したもの、土地区画整理事業による換地処分や国土調査の成果による地積
の変更が確認されました。

山林化した農地について、平成17年3月31日以前に行われた贈与・相続に係る特例農地
は、平成23年に農林水産省から出された遊休農地に関する措置と納税猶予期限の確定、い
わゆる適正化通知により耕作の放棄によっては猶予は確定しません。

これ以外の農地については、適正に利用又は保全管理されていると報告を受けており
ます。

高松税務署長への報告様式は、1筆ごとに農作物名や保全管理等の利用状況を記入する
こととされており、現況の事実報告であり本議案書と同内容であります。

なお、高松税務署からは001から066までの整理番号で、そのうち、欠番が11件あり、合
計55件の確認依頼ですが、調査に、なお時間を要すると判断された6件については、来月
の議案とさせていただきます。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況の確認について49件、
御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いよう
でありますので、議案第11号については、原案のとおり高松税務署長に回答することに御
異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第11号については、原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積主査 議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後における農地の地目認定について御説明申しあげます。

資料1を御覧ください。

1枚目裏面のとおり、平成30年4月19日付けで地籍調査後における農地の地目認定に関して高松市長より照会があったものです。対象地区の範囲は、2枚目地図の太線囲みの区域です。

現地調査は、平成30年4月24日に香川町安原下地区担当委員及び事務局職員並びに土地改良課地籍調査室職員で実施しました。

1ページからの農地変更調書を御覧ください。

現地調査の結果、従前の農地の一部を農地と現認できたものは、2ページの19番、4ページの32番、40番の3件で、それ以外は、公簿地目は農地ですが、現況は山林・公衆用道路・宅地・雑種地等で農地以外の土地となっており、農地変更調書のとおりでした。

また、農地が農地以外の土地に変更されているものについては、現況及び利用状況から、原状回復命令を発する事案はないと判断されました。

そこで、市長へは、本資料の1枚目表面の3 市長への回答(案)に記載のとおり、「農地変更調書のとおり地目認定することに異議ありません。また、農地以外の土地について原状回復命令を発する事案はありません」と回答しようとするものです。

以上、議案第12号 地籍調査事業に係る一筆地調査後の農地の地目認定について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第12号については、原案のとおり承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第12号については原案のとおり回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田農地係長 それでは、議案第13号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

平成30年5月8日付けで高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが提出されております。

申請のあった案件については、各地区部会において現地調査及び御審議いただいたところ、問題の無い旨報告を受けております。

資料の内容について御説明いたします。

農用地区域からの除外内容につきまして、資料の1ページからの総括表を御覧ください。対象地番及び除外後の用途が各地区順に記載されております。3ページ中段の箱書き内に今回の除外後の用途区分ごとの総件数及び総面積が記載されております。その右端に合計欄がございまして、今回の除外申請の件数合計が54件、合計面積で72,151.48平方メートルでございます。

なお、総括表の3ページの最終の案件番号は55番となっておりますが、ページを戻っていただいて、1ページの2番の案件が排水について一時放流先の管理者の同意が取れていないことから取下げとなり、合計件数が54件となっているものです。

次に、4ページを御覧ください。

今後、周辺農地と一体的な利用を図り農業振興に寄与しようと、白地から青地に農用地区域へ編入するもので、1件、面積が4,851平方メートルです。

最後に、5ページを御覧ください。

農業用施設である肉用牛の牛舎を申請地に建築するため農用地利用計画の用途区分を農地から農業用施設に変更するもので、1件、面積が4,291平方メートルです。

以上、議案13号について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第13号については異議ない旨決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号については異議ない旨回答することに決定いたしました。

次に、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告及び説明を求めます。

多田農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料3を御覧ください。期間は平成30年4月6日から5月7日までであります。

まず、許可件数ですが、3月以前の議決分といたしまして4条が2件、5条が11件、4

月議決分といたしまして4条が11件、5条が26件、合計で4条が13件、5条が37件です。許可保留件数につきましては、3月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が8件、4月議決分といたしまして4条が0件、5条が12件、合計で4条が0件、5条が20件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

5条関係の2月議決分の5番、6番及び使用貸借の4番が開発許可未了により許可保留となっております。

また、5条関係の3月議決分の5番が開発許可未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。同じく、5条関係の3月議決分の続きで、16番が直近事業造成未了により、22番、31番、32番が開発許可未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。同じく5条関係で、4月議決分の1番、5番、8番、10番から14番及び16番、17番が開発許可未了により許可保留となっております。

6ページを御覧ください。同じく5条関係で、4月議決分の22番、賃借権の4番が開発許可未了により許可保留となっております。

なお、今年度4月からの5条関係の一覧表5ページの上部を御覧ください。譲受人、譲渡人の欄が、3月までの表と逆転しております。

これは、議案システムの出力様式と合致することで、記載誤りの無いように変更したもので、今後は、この様式での報告を予定します。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成30年度第2回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時45分 閉会

会長職務代理者

議事録署名委員

委 員

委 員